

# 第9回、第10回協議会で取扱いが決定された事務事業をお知らせします

○調整対象事務事業総数（第10回協議会（4/12）現在）	2,203件
○第10回協議会までに取扱いが決定された事務事業の数	2,201件
○今後、協議会に提案される事務事業の数	2件

## 各種事務事業の取扱い（その8）：第9回協議会で決定「合併時から上越市の制度に統一」する事務事業=9件

事務事業名	事務事業名	事務事業名
地域づくり関係(2件) 地域別まちづくり計画支援事業 ボランティア活動支援補助事業	産業振興関係(3件) 信用保証協会保証料補助金 中小企業振興対策費補助金 商店街等活性化支援事業	福祉関係(1件) 精神障害者入院医療費助成事業
高齢者福祉関係(1件) ふれあいランチサービス運営	社会教育関係(2件) 上越市社会教育委員 上越市体育指導委員会(体育指導委員)	

## 各種事務事業の取扱い（その8）：第9回協議会で決定「合併後、段階的に上越市の制度に統一」する事務事業=1件

事務事業名
上水道関係(1件) 水道料金

## 各種事務事業の取扱い（その8）：第9回協議会で決定「合併後、段階的に新制度、新基準を適用」する事務事業=1件

事務事業名
保険・年金関係(1件) 国民健康保険税賦課徴収事業

## 各種事務事業の取扱い（その9）：第9回協議会で決定「その他（町村が独自に実施している事務事業）」=169件

事務事業名	実施町村名	取扱い	
<b>補助金、交付金、負担金(109件)</b>			
小規模水田条件整備事業	牧 村	当該事業を名立町の類似事業「畑地整備事業」と統合し、合併時から全市に展開して実施する。	
名立町農業基盤整備事業(畑地整備事業)	名立町		
吉川町環境保全型農業推進事業(組織環境活動補助金)	吉川町	当該事業を牧村の類似事業「小規模水田整備事業」と統合し、合併時から全市に展開して実施する。	
越後田舎体験推進事業(負担金)	安塚町		
越後田舎体験推進事業(負担金)	浦川原村	当該事業を上越市に引き継ぎ、さらに全市的な展開を図るなど積極的に取り組む。	
越後田舎体験推進事業(負担金)	大島村		
越後田舎体験推進事業(負担金)	牧 村		
棚田景観保全対策	安塚町		
全国棚田(千枚田)連絡協議会への加入	安塚町		
大島村音楽協会補助金	大島村	当該事業を上越市に引き継ぐ。	
米山山頂避難小屋連絡協議会(負担金)	柿崎町		
犀潟、潟町鉄道間線路側溝利用者協議会負担金	大潟町		
尾神岳エリヤ協会補助金	吉川町		
新井高等職業訓練校運営費補助金	中郷村		
ジュニアXCスキー育成会補助金	中郷村		
新井高等職業訓練校運営費補助金	板倉町		
春季消雪促進対策事業(種子育成地域消雪補助金)	清里村		
水源涵養補助金	名立町		
上越地区県行造林協会負担金	大島村		当該事業を上越市に引き継ぐ。 清里村・名立町で実施している事業についても同じ扱いとする。
上越地区生産森林組合連絡協議会負担金	大島村		当該事業を上越市に引き継ぐ。 清里村で実施している事業についても同じ扱いとする。
担い手育成支援事業(事務手続き)	中郷村		既に実施中の事業のため、当該手続きに係る事務を上越市に引き継ぐ。
直峰城少年交流補助金(横浜市名瀬町)	安塚町		
ほっと安塚小さな旅事業(補助金)	安塚町		当該事業を上越市に引き継ぐが、合併後の状況を踏まえて見直す。
若葉まつり補助金	浦川原村		
うらがわらまつり補助金	浦川原村		
柴又交流事業(児童交流を含む。)	浦川原村		
おおしま夏まつり補助金	大島村		
むらまつり補助金	牧 村		
柿崎時代夏まつり協議会補助金	柿崎町		
柏崎地域観光連絡協議会(負担金)	柿崎町		
地域振興活性化事業(鶴の浜温泉まつり補助金)	大潟町		
大潟まつり補助金	大潟町		
よしかわやっただれまつり補助金	吉川町		
越後よしかわ酒まつり補助金	吉川町		
友好都市交流(東京都荒川区)補助金	吉川町		
なかごう夏まつり補助金	中郷村		
小学生交流事業助成(沖縄県宮古島)	板倉町		
板倉ふれあいまつり補助金	板倉町		
都市農村交流事業(補助金)	清里村		

事務事業名	実施町村名	取扱い
補助金、交付金、負担金(つづき)		
越後バックス街道協議会負担金	三和村	
名立まつり補助金	名立町	当該事業を上越市に引き継ぐが、合併後の状況を踏まえて見直す。
長野県北御牧村との交流事業(補助金)	名立町	
地域づくりリーダー育成事業	浦川原村	合併時から上越市の「上越市まちづくり市民大学運営事業」の制度に移行する。
柿崎町産業開発事業補助金	柿崎町	合併時から上越市の「新産業創造支援事業補助金」の制度に移行する。
中郷地区労働組合会議補助金	中郷村	合併時から上越市の「勤労者福祉事業補助金」の制度に移行する。
板倉町道路除雪融雪事業補助金	板倉町	当該事業を平成18年度まで現行水準で継続し、平成19年度からは、上越市の「ハンドガイド付小型除雪機械維持修繕から貸与まで」の制度に移行する。
地域ビジョン策定推進事業	大島村	
地域ビジョン策定推進事業	牧村	
地域ビジョン実現推進事業	大島村	既に実施中の事業のため、事業が終了する平成19年度まで当該事業を実施する。
地域ビジョン実現推進事業	牧村	
地域ビジョン策定・実現推進事業	吉川町	
農業振興一般(堆肥製造施設維持管理費助成)	牧村	既に実施中の事業のため、事業が終了する平成18年度まで現在の制度で実施する。
土地改良事業(山間地域加入促進助成)	吉川町	既に実施中の事業のため、事業が終了する平成17年度まで現在の補助率で実施する。
集落景観形成事業	清里村	
作業道開設補助金	中郷村	既に実施中の事業のため、事業が終了する平成18年度まで現在の補助率で実施する。
県営中山間地域総合整備事業	牧村	既に実施中の事業のため、事業が終了する平成20年度まで現在の受益者負担率で実施する。
県営中山間地域総合整備事業	大島村	既に実施中の事業のため、事業が終了する平成18年度まで現在の受益者負担率で実施する。
県営かんがい排水事業(錦川地区)負担金	三和村	既に実施中の事業のため、事業が終了する平成17年度まで現在の受益者負担率で実施する。
里地棚田保全整備事業	安塚町	
県単農業農村整備事業	安塚町	
団体営里地棚田保全整備事業	大島村	
県単農業農村整備事業	大島村	
団体営田園自然環境保全整備事業	大島村	
里地棚田保全事業	牧村	当該事業は、各町村が既に策定済の農業農村整備事業管理計画又は過疎地域自立促進計画に掲載されており、かつ既に住民との協議により実施を決定している事業に限定して、合併後5年間に限り、現在の制度で行う。
県単農業農村整備事業	牧村	
中山間地域総合整備事業(農道・集落道整備)	清里村	
中山間地域総合整備事業(暗渠排水整備、かんがい排水路整備)	清里村	
中山間地域総合対策事業	三和村	
団体営里地棚田保全整備事業	名立町	
県単農業農村整備事業	名立町	
観光関係団体育成事業(補助金)	大島村	
観光関係団体育成事業(補助金)	牧村	当該事業を合併後も継続するが、補助金額は各団体が行う事業の規模や内容等を考慮し、5年以内に見直す。
観光関係団体育成事業(補助金)	柿崎町	安塚町・大潟町・吉川町・板倉町で実施している事業についても同じ扱いとする。
観光関係団体育成事業(補助金)	中郷村	
観光関係団体育成事業(補助金)	名立町	
水産資源増殖種苗放流事業(補助金交付事業)	柿崎町	当該事業を上越市に引き継ぐが、上越市の「栽培漁業試験研究」の制度改正も視野に入れ、合併後、3年以内に見直す。
稚魚放流事業補助金	名立町	
婦人グループ育成事業(農村地域生活アドバイザー活動補助金)	中郷村	合併後、3年以内に段階的に補助金を廃止し、あわせて組織の自立を図る。
ジュニアスポーツ育成事業	安塚町	
いきいき女性ネットワーク育成事業	安塚町	
地区婦人学級補助金	牧村	合併後、3年以内に段階的に補助金を廃止する。
シルバー大学院助成事業	板倉町	
環境保全型農業推進事業(稲わら腐食促進剤購入補助金)	板倉町	
園芸部活動補助	大潟町	合併後、3年以内に段階的に補助金を廃止する。
園芸部活動補助	板倉町	安塚町で実施している事業についても同じ扱いとする。
園芸部活動補助	清里村	
担い手育成活動助成(農業後継者育成)	柿崎町	合併後、3年以内に段階的に補助金を廃止する。 牧村で実施している事業についても同じ扱いとする。
商工業振興対策事業補助金	安塚町	
安塚職業協会負担金	安塚町	
安塚職業協会負担金	大島村	
大島村地区振興事業交付金	大島村	
大島村四季のふるさと会補助金	大島村	
大島村ふるさと交流推進協議会補助金	大島村	
農村地域工業導入促進センター負担金	大島村	
ジャンボツリーとジャンボツリーの集い活動費補助	牧村	
新生活運動推進協議会補助金	柿崎町	
商店街活性化事業補助金	柿崎町	
柿崎町地場産業アピール活動事業費補助金	柿崎町	
柿崎町商業活性化ハイプラン推進事業費補助金	柿崎町	合併時に廃止する。
出稼ぎ者支援事業	柿崎町	
柿崎町定住促進奨励金交付事業	柿崎町	
緑化推進事業(生垣設置助成)	大潟町	
心なごむ潮さいのまち「大潟町」をつくる推進協議会補助金(新生活運動推進協議会補助金)	大潟町	
工業再配置促進連絡協議会(負担金)	吉川町	
ふるさと定住者助成金	吉川町	
板倉町ふるさと定住促進事業	板倉町	
少子化対策助成事業	板倉町	
三和村土地改良事業補助金(事務費補助)	三和村	
関東甲信越静地区工業再配置促進連絡協議会負担金	三和村	

事務事業名	実施町村名	取扱い
<b>まつり、イベント(15件)</b>		
農業祭	浦川原村	当該事業を上越市に引き継ぐが、合併後の状況を踏まえて見直す。 安塚町・大島村で実施している事業についても同じ扱いとする。
山本ぶどう祭	浦川原村	
越後・大島雪ほたるロード	大島村	
地区別ふるさと体験の企画・運営事業	大島村	
ほたるまつり	大島村	
くびき牛丸焼きまつり	牧村	
雪国行って見体験	牧村	
産業まつり	柿崎町	
農業振興祭	大潟町	
ふるさとイベントの開催	吉川町	
そば祭り	清里村	
雪上カーニバル(生涯学習推進事業)	浦川原村	
卯の花音楽祭(生涯学習推進事業)	大潟町	
生涯学習フェスティバル	大潟町	
生涯学習大会(生涯学習推進事業)	三和村	
<b>交流事業(7件)</b>		
中国黒龍江省哈爾濱市呼蘭県康金鎮との友好交流事業	三和村	当該事業を上越市に引き継ぐが、合併後の状況を踏まえて見直す。
大島リンク事業(物産展)	大島村	
山梨県須玉町との各種スポーツ交流事業(児童、生徒交流事業を含む)	柿崎町	
生活協同組合東京マイコープとの交流事業	吉川町	
法政大学人間環境学部との交流	吉川町	
東京都葛飾区金町との交流事業	三和村	
栃木県真岡市との交流事業	三和村	
<b>制度(18件)</b>		
ふるさと名物・特産品開発事業	板倉町	当該事業を合併時から全市に展開して実施する。 当該事業を上越市に引き継ぎ、過疎地域自立促進特別措置法に基づく地区指定により継続する。 当該事業を上越市に引き継ぎ、農村地域工業等導入促進法に基づく地区指定により継続する。 当該事業を上越市に引き継ぐが、合併後、速やかに4町村の事業を統合する。 浦川原村で実施している事業についても同じ扱いとする。 合併時から上越市の「企業誘致促進事業」の制度に移行する。 合併時までに認定される者に限り、その償還が終了する平成22年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。 合併時までに認定される者に限り、その償還が終了する平成21年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。 合併時までに認定される者に限り、その償還が終了する平成19年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。 合併時までに認定される者に限り、その償還が終了する平成17年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。 合併時までに認定される者に限り、事業が終了する平成21年度まで現在の制度で実施する。 合併時までに認定される者に限り、事業が終了する平成19年度まで現在の制度で実施する。 合併時に廃止する。
企業誘致(固定資産税減免)	浦川原村	
企業誘致(固定資産税減免)	吉川町	
工場設置支援事業(固定資産税減免)	板倉町	
農園貸付制度(オーナー制度)	大島村	
農園貸付制度(オーナー制度)	吉川町	
農園貸付制度(オーナー制度)	三和村	
県産業立地促進地域申出事務	三和村	
板倉町地方産業育成資金利子補給	板倉町	
ふるさと定住促進資金貸付制度	大島村	
柿崎町中小企業設備等改善資金利子補給事業	柿崎町	
柿崎町地方産業育成資金利子補給事業	柿崎町	
柿崎町緊急経済対策特別資金貸付	柿崎町	
工場建設奨励金交付事業	板倉町	
工業開発に関する奨励金交付事業	柿崎町	
集落担当制度	浦川原村	
柿崎町中小商業・サービス業組織的展開資金利子補給事業	柿崎町	
商工業設備近代化事業資金利子補給	吉川町	
<b>教育、講座、研修(1件)</b>		
町づくり推進大会	吉川町	合併時に廃止する。
<b>住民サービス(10件)</b>		
CAPプロジェクト(村は大自然の美術館)	大島村	当該事業を上越市に引き継ぐ。 当該事業を上越市に引き継ぎ、合併後も必要な措置を講じる。なお、県とも協議しながら上越市として独自の原子力災害への迅速な対応を示した活動マニュアル作りを進め、合併後の上越市全域に対応できる方向で検討する。 当該事業を地域展開型事業として上越市に引き継ぐが、事業の実施方法などについては、合併後の状況を踏まえて見直す。 合併時から上越市の「シニアスポーツ事業」の制度に移行する。 合併時から生涯学習推進会議、出前講座については、それぞれ上越市の「社会教育委員」、「出前講座事業(平成15年度から実施)」の事業に移行する。 その他の事業については地域展開型事業として上越市に引き継ぐが、事業の実施方法などについては、合併後の状況を踏まえて見直す。
LPガス供給販売事業	大潟町	
多能用水組合補償金	三和村	
水源管理費負担金	三和村	
原子力発電の事故対策に係るよう素剤の保管管理	吉川町	
地域生涯学習推進事業(学習活動支援)	安塚町	
村民合唱団・合奏団の活動支援	大島村	
生涯学習推進事業(チャレンジサークル活動)	三和村	
70歳以上の高齢者への優待証の交付(霧ヶ岳温泉)	浦川原村	
生涯学習推進事業(推進会議・出前講座 他)	板倉町	

事務事業名	実施町村名	取扱い
その他(9件)		
工業用水給水事業 大潟町県営都市公園対策委員会	大潟町	当該事業を上越市に引き継ぐ。
内水面資源利活用推進事業	蒲川原村	当該事業を上越市に引き継ぎ、休耕田の有効活用を通じて中山間地振興と農村体験交流等の推進を図る。
簡易郵便局取扱事務	三和村	安塚町・大島村・牧村で実施している事業についても同じ扱いとする。
松くい虫防除事業(単独)	大潟町	近隣に金融機関がない地域事情等から、当該事務事業を上越市に引き継ぎ、地域限定で継続する。
松くい虫防除事業(単独)	名立町	当該事業を地域限定で継続するが、合併後に全市域での総合的な病害虫制度の構築を検討する。
露店管理(坂田池観桜会、お引上げ商工まつり、納涼花火大会、朝市)	柿崎町	中郷村で実施している事業についても同じ扱いとする。
電源立地特別交付金事業(柏崎・刈羽原子力発電所)	吉川町	当該事業を上越市に引き継ぐが、合併後の状況を踏まえて見直す。
板倉町直轄地すべり対策事業推進協議会事務	板倉町	合併時から上越市の「電源立地等初期対策交付金業務」に移行する。 大島村・柿崎町で実施している事業についても同じ扱いとする。
		既に実施中の事業のため、事業が終了する平成17年度まで現在の事務を実施する。

**各種事務事業の取り扱い(その10): 第10回協議会で決定「合併時から上越市の制度に統一」する事務事業=7件**

事務事業名	事務事業名	事務事業名
下水道関係(1件) 排水設備設置費助成事業(生活保護、低所得世帯)	福祉関係(1件) 社会福祉協議会補助金	高齢者福祉関係(2件) 紙おむつ助成事業 在宅介護手当給付事業
児童福祉関係(2件) 公立保育園通園バス購入費等補助事業 乳幼児医療費助成事業	保健関係(1件) 基本健診受診者のための結果説明会事業	

**各種事務事業の取り扱い(その10): 第10回協議会で決定「合併後、段階的に上越市の制度に統一」する事務事業=3件**

事務事業名	事務事業名	事務事業名
下水道関係(1件) 受益者負担金及び分担金の賦課徴収	環境関係(1件) 生活排水対策事業(合併処理浄化槽設置補助事業)	児童福祉関係(1件) 保育料

**各種事務事業の取り扱い(その10): 第10回協議会で決定「合併後、段階的に新制度、新基準を適用」する事務事業=1件**

事務事業名
環境関係(1件) ごみ収集有料化事業

**各種事務事業の取扱い(その11): 第10回協議会で決定「その他(町村が独自で実施している事務事業)」=176件**

事務事業名	実施町村名	取扱い
施設(1件)		
公の施設の管理運営(使用料及び利用料金等)	安塚町他	<ul style="list-style-type: none"> <li>公の施設を占用して利用する際の使用料及び利用料金に係る使用料基準、時間割料金設定、減免基準及び冷暖房設備料金基準並びに類似施設における開・閉館時間の取扱いについては、別紙のとおりとする。</li> <li>公の施設を占用せずに利用する際の使用料及び利用料金については、現行のとおりとし、合併後、検討する。</li> </ul>

※「別紙」の内容については、各市町村の市町村合併担当課または協議会事務局へお問合せください。

補助金、交付金、負担金(80件)		
新潟県地域農業システム確立農地集積事業	頸城村	合併時から全市に展開して実施する。 大島村・柿崎町・大潟町・吉川町で実施している事業についても同じ扱いとする。
森林地図情報システム保守負担金	蒲川原村	
森林地図情報システム保守負担金	大島村	当該事業を上越市に引き継ぐ。
森林地図情報システム保守負担金	吉川町	安塚町・牧村・柿崎町・大潟町・頸城村・板倉町・三和村・名立町で実施している事業についても同じ扱いとする。
森林地図情報システム保守負担金	中郷村	
森林地図情報システム保守負担金	清里村	
県ほたる連絡協議会負担金	頸城村	当該事業を上越市に引き継ぐ。
大瀧小学校沖縄交歓事業補助事業	頸城村	
越後バックス街道協議会負担金	頸城村	
頸城の祭典補助金	頸城村	当該事業を上越市に引き継ぐが、合併後の状況を踏まえて見直す。
ほたる観賞会助成金	頸城村	
全国鶴の木まつり補助金(東京都大田区)	頸城村	
サマーカーニバルin清里補助金	清里村	
酒造研究会補助金	柿崎町	当該事業を上越市に引き継ぐが、事業の規模や内容、会員数等を考慮し、合併後、5年以内に見直す。
酒造研究会補助金	頸城村	
酒造研究会補助金	吉川町	
商工業振興補助金	蒲川原村	当該事業を上越市に引き継ぐが、補助金額は各商工会が行う事業の規模や内容、会員数等を考慮し、5年以内に見直す。
商工業振興補助金	牧村	
商工業振興補助金	吉川町	安塚町・大島村・柿崎町・大潟町・頸城村・中郷村・清里村・三和村で実施している事業についても同じ扱いとする。
商工業振興補助金	板倉町	
商工業振興補助金	名立町	
下水道排水設備補助事業	中郷村	当該事業を上越市に引き継ぎ、4年間に限り地域限定で継続する。なお、その財源は特定目的の基金をもって充てる。

事務事業名	実施町村名	取扱い	
<b>補助金、交付金、負担金(つづき)</b>			
集落整備助成事業	板倉町	合併時から上越市の「地域別まちづくり計画支援事業」及び「地域別まちづくり実践事業」並びに「その他の町内会等への補助事業」の制度に移行する。	
集落づくり支援事業	浦川原村	合併時から上越市の「地域別まちづくり実践事業」及び「その他の町内会等への補助事業」の制度に移行する。	
地域づくり活動活性化支援事業	柿崎町	合併時から上越市の「地域別まちづくり計画支援事業」及び「地域別まちづくり実践事業」の制度に移行する。	
活力ある町づくり推進事業	大潟町		
地域コミュニティ促進事業	頸城村		
地域づくり会議への支援	吉川町		
集落づくり計画支援事業	浦川原村		
集落・地域づくり計画作成事業	名立町	合併時から上越市の「地域別まちづくり計画支援事業」の制度に移行する。	
集落・地域づくり実践事業	名立町	合併時から上越市の「地域別まちづくり実践事業」の制度に移行する。	
体育祭補助金	浦川原村	合併後3年以内に、上越市の「市民体育祭」の交付基準による報償費に移行する。	
体育祭補助金	頸城村		
体育祭補助金	中郷村		
体育祭補助金	板倉町		
ユートピアくびき塾補助金	頸城村	合併後、3年以内に段階的に補助金を廃止し、あわせて組織の自立を図る。	
頸城地区農家組合長連絡協議会補助金	頸城村		
くびき女性アグリセミナー	頸城村	合併後、3年以内に段階的に補助金を廃止する。 牧村・三和村で実施している事業についても同じ扱いとする。	
認定農業者団体補助金	柿崎町		
認定農業者団体補助金	大潟町		
認定農業者団体補助金	頸城村		
認定農業者団体補助金	中郷村		
認定農業者団体補助金	清里村		
認定農業者団体補助金	名立町		
文化協会補助金	安塚町		合併後、3年以内に段階的に補助金を廃止する。 柿崎町・頸城村・三和村で実施している事業についても同じ扱いとする。
文化協会補助金	牧村		
文化協会補助金	大潟町		
文化協会補助金	吉川町		
文化協会補助金	中郷村		
文化協会補助金	板倉町		
青年団補助金	柿崎町	合併後、3年以内に段階的に補助金を廃止する。 浦川原村・大島村・大潟町・頸城村・中郷村・清里村・三和村で実施している事業についても同じ扱いとする。	
青年団補助金	吉川町		
青年団補助金	板倉町		
畜産一般(笹ヶ峰牧場利用助成)	牧村		
畜産一般(畜産コントロールセンター利用助成)	牧村		
畜産振興対策補助金	頸城村		
乳牛育成牛及び肥育牛の放牧共同育成事業	中郷村		
名立町農業基盤整備事業(畜産基盤整備事業)	名立町		
畜産振興事業(出荷搬送費補助金)	名立町		
畜産振興事業(牧場入下牧搬送費補助金)	名立町		
畜産振興事業(補助金)	名立町	合併時に廃止する。ただし町村における酪農の状況を考慮して、合併後速やかに上越市の「畜産振興事業(補助金)」を拡充する。	
牧村水田農業確立推進事業	牧村		
水田農業確立推進対策助成事業	大潟町		
頸城村水田農業確立推進協議会補助金	頸城村		
認定農業者規模拡大支援事業	頸城村		
吉川町とも補償推進事業	吉川町		
転作補助	中郷村		
水田農業推進助成金(土地集積)	三和村		
水田農業推進助成金(とも補償)	三和村		
名立町緊急生産調整推進対策事業	名立町		合併時に廃止する。ただし、「脳ドック」の重要性に鑑み、合併時から上越市が受診者の受付窓口となり、医療機関との連絡調整事務等を行う。 合併時に廃止する。ただし、市民の安心・安全を確保する観点から、現状をできる限り早急に解消するため、「三和村の自然と環境を守る会」の活動に対応を任せるのではなく、行政の責任において、積極的に最大限の努力をしていく。
脳ドック事業(補助金)	中郷村		
宮崎新田の産業廃棄物の不法放置を早期に解決する活動補助金	三和村		
町村単位の交通安全協会への補助金	頸城村		
町村単位の交通安全協会への補助金	三和村		
大島村出身者の会補助金	大島村		
生ごみ処理機購入費補助金	大潟町	合併時に廃止する。	
頸北4カ町村企業ガイドブック負担金	頸城村		
西福島工業団地管理組合補助金	頸城村		
生ごみ処理機購入費補助	清里村		
電動型生ごみ処理機設置補助金事業	名立町		
<b>まつり、イベント(2件)</b>			
大池いこいの森さくら祭り	頸城村	当該事業を上越市に引き継ぐが、合併後の状況を踏まえて見直す。	
大池まつり	頸城村		

事務事業名	実施町村名	取扱い
<b>制度(11件)</b>		
農林漁業資金利子補給	浦川原村	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成28年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
農業近代化資金利子補給事業	板倉町	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成25年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
制度資金助成事業費(新規参入者経営安定資金)	安塚町	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成23年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
制度資金助成事業費(名立町農業近代化資金)	名立町	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成22年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
名立町漁業近代化資金利子補給補助金	名立町	合併時までに認定される者に限り、その償還が終了する平成22年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
緊急農業経営安定対策資金利子補給補助金	牧村	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成19年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
緊急農業経営安定対策資金利子補給事業	板倉町	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成18年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
柿崎町農業振興資金利子助成事業	柿崎町	・柿崎町農業振興資金利子助成事業 既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成18年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。 ・農業経営基盤強化資金利子助成事業 合併時から上越市の「制度資金助成事業費」の制度に移行する。 ・新規参入者経営安定資金利子助成事業 既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成24年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
各制度資金の利子補給及び助成	頸城村	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成18年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
吉川町農業近代化資金利子補給	吉川町	既に認定済の者に限り、その償還が終了する平成17年度まで現在と同様の基準で利子補給を行い、該当者の償還期間終了と同時に事業を廃止する。
新潟県特別栽培農産物等認証制度に関すること	頸城村	当該事業を上越市に引き継ぎ、平成17年度で廃止する。

<b>外郭団体事務(2件)</b>		
吉川町農業労働災害互助会に関する事務	吉川町	当該事務を上越市に引き継ぎ、地域限定で実施する。
宮崎新田の産業廃棄物の不法放置を早期に解決する活動にかかわる事務	三和村	当該事務を上越市に引き継ぐ。ただし、市民の安心・安全を確保する観点から、現状をできる限り早急に解消するため、「三和村の自然と環境を守る会」の活動に対応を任せるのではなく、行政の責任において、積極的に最大限の努力をしていく。

<b>住民サービス(50件)</b>			
児童生徒の血液検査	安塚町	当該事業を合併時から全市に展開して実施する。 ・検査項目は合併時までに調整する。 ・検査は小学校在学中に1回、中学校在学中に1回行う。 ・受益者負担として費用の1/2を徴収する。 大潟町・中郷村で実施している事業についても同じ扱いとする。	
児童生徒の血液検査	浦川原村		
児童生徒の血液検査	大島村		
児童生徒の血液検査	牧村		
児童生徒の血液検査	柿崎町		
児童生徒の血液検査	頸城村		
児童生徒の血液検査	吉川町		
児童生徒の血液検査	板倉町		
児童生徒の血液検査	清里村		
児童生徒の血液検査	三和村		
児童生徒の血液検査	名立町		
保育所フッ素洗口事業	大島村		当該事業を上越市に引き継ぐ。 安塚町・浦川原村で実施している事業についても同じ扱いとする。
保育所フッ素洗口事業	牧村		
保育所フッ素洗口事業	柿崎町		
保育所フッ素洗口事業	大潟町		
保育所フッ素洗口事業	頸城村		
保育所フッ素洗口事業	吉川町		
保育所フッ素洗口事業	中郷村		
保育所フッ素洗口事業	板倉町		
保育所フッ素洗口事業	清里村		
保育所フッ素洗口事業	三和村		
診療所の運営	安塚町	当該事業を上越市に引き継ぐ。なお、合併後は、国保診療所及びへき地診療所のあり方も含め、地域医療センター病院との連携の中で、全市的な地域医療体制を検討し、診療所の役割を明確にする。	
診療所の運営	大島村		
診療所の運営	牧村		
診療所の運営	柿崎町		
診療所の運営	吉川町		
診療所の運営	板倉町		
診療所の運営	清里村		
診療所の運営	名立町		
歯科診療所の運営	大島村		
歯科診療所の運営	清里村		
歯科診療所の運営	名立町		
特殊学校通学送迎事業	大潟町		平成21年度までの5年間は現行どおり地域限定で実施する。なお、その間に運行形態、受益者負担について新基準を作成し、平成22年度から適用する。 合併後、3年間は現行どおりとし、平成20年度から新制度・新基準を作成し、適用する。なお、新制度・新基準は以下の3点を基本とする。 ①通園バス運行補助制度と路線バス利用補助制度の併用とし、それぞれの町村が現在実施している制度を継続することを原則とする。 ②通園バス運行は、保育園ごと又は地域ごとに運行組織をつくり運営するものとする。 ③受益者負担を求めることとし、あわせて公平性を保つための上限を設けるものとする。
特殊学校通学送迎事業	頸城村		
保育所通園費助成	安塚町		
保育所通園費助成	牧村		

事務事業名	実施町村名	取扱い
<b>住民サービス(つづき)</b>		
保育所通園バス運行事業	浦川原村	合併後、3年間は現行どおりとし、平成20年度から新制度・新基準を作成し、適用する。なお、新制度・新基準は以下の3点を基本とする。 ①通園バス運行補助制度と路線バス利用補助制度の併用とし、それぞれの町村が現在実施している制度を継続することを原則とする。 ②通園バス運行は、保育園ごと又は地域ごとに運行組織をつくり運営するものとする。 ③受益者負担を求めることとし、あわせて公平性を保つための上限を設けるものとする。 中郷村で実施している事業についても同じ扱いとする。
保育所通園バス運行事業	大島村	
保育所通園バス運行事業	柿崎町	
保育所通園バス運行事業	大潟町	
保育所通園バス運行事業	頸城村	
保育所通園バス運行事業	吉川町	
保育所通園バス運行事業	板倉町	
保育所通園バス運行事業	清里村	
保育所通園バス運行事業	三和村	
保育所通園バス運行事業	名立町	
公民館総合賠償補償制度	大島村	
公民館総合賠償補償制度	吉川町	
公民館総合賠償補償制度	三和村	

<b>その他(30件)</b>			
板尾住宅団地	安塚町	当該団地における未売却用地については、財産の取扱いに準じ、合併時に普通財産として上越市に引き継ぐ。	
沢田工業団地	安塚町		
浦川原村第二工業団地	浦川原村		
中島住宅団地	大島村		
大島村岡第1工業団地	大島村		
黒川工場団地	柿崎町		
第三宅地造成事業用地	大潟町		
今昔根工業団地	清里村		
白山団地	名立町		
ケーブルテレビの行政チャンネル運営事業	大潟町		
三和村ケーブルテレビ事業	三和村		
地域情報交流拠点施設整備モデル事業	中郷村		当該事業を上越市に引き継ぎ、平成17年度まで地域限定で実施するが、必要経費については新市建設計画の地域事業に含めるものとする。
顕聖寺住宅団地造成事業	浦川原村		当該事業を上越市に引き継ぎ、合併後新たに設置する住宅団地特別会計において、地域別に運営する。なお、事業運営において生じる損益については、合併5年後の新市建設計画の見直し時点において地域事業の配分額で清算する。
両毛地区住宅団地造成事業	頸城村		
郷清水住宅地造成事業	中郷村		
稲増団地造成事業	板倉町		
針町屋敷団地造成事業	板倉町		
平成団地造成事業	清里村		
弥生団地造成事業	清里村		
みらい団地造成事業	清里村		
第2次清里みらい住宅団地造成事業	清里村		
三和南部住宅団地造成事業	三和村		
三和北部住宅団地造成事業	三和村		
板倉北部工業団地造成事業	板倉町		
三和西部産業団地造成事業	三和村	当該事業を上越市に引き継ぎ、合併後新たに設置する工業団地特別会計において、地域別に運営する。なお、事業運営において生じる損益については、合併5年後の新市建設計画の見直し時点において地域事業の配分額で清算する。	
農道管理	頸城村	当該事業を上越市に引き継ぐが、合併後3年以内に制度の見直しを図る。	
防災行政情報告知端末の運用	頸城村	合併時から上越市の「防災行政無線に関すること(一斉同報無線)」に移行する。	
防災行政情報告知端末の運用	三和村		
大潟町地域インターネット事業	大潟町	合併時から図書予約システムについては上越市の「図書館情報システム」、行政相談システムについては「ホームページ」にそれぞれ移行し、施設予約システムについては休止する。	
JR名立駅の管理受託業務	名立町	合併後、3年以内に管理業務を廃止する。	

※個別の事務事業の詳細な内容等については、各市町村の市町村合併担当または協議会事務局へお問い合わせください。

## お知らせ

次号の「上越地域協議会だより第7号」は、残る協議事項の「議会の議員の定数及び任期の取扱い」と「各種事務事業の取扱い」が決定された後、発行する予定です。

なお、すべての合併協議が終了した後、合併協議の概要と協定項目の内容について、わかりやすくまとめたパンフレットを14市町村の全戸に配布する予定です。

また、新市建設計画は、県との協議が完了し、協議会で決定された後に、概要版を14市町村の全戸に配布する予定です。

## 〈お問い合わせ、ご意見・ご要望・ご提言は……上越地域合併協議会事務局へ〉

〒943-8601

新潟県上越市木田1-1-3 (上越市役所合併推進課内)

TEL: 025-526-5111 FAX: 025-526-8363

[E-Mail]: gappeikyo@city.joetsu.niigata.jp